

中小企業に対する金融検査マニュアルの策定と中小・零細企業への金融支援策の早期実施を求める意見書

長期化する景気の低迷により、中小企業は極めて厳しい経営状況にあります。中小企業の振興は、地域経済に直接影響を及ぼすのみならず、区民の生活を支える重要な役割を担っています。

金融庁の金融検査マニュアルでは、債務者区分に係る自己査定・検証に関して、「中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、技術力、販売力や成長性等といった非財務的面を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。」とされています。しかしながら、実際の検査においては、極めて画一的に運用が行われている実態があります。この結果、中小企業への貸し出し抑制や、これらの融資先について、実態以上に多くの部分が債務者区分上のいわゆる「要注意先」以下に区分せざるを得なくなる恐れがあります。

このため、金融検査マニュアルの適用に際しては、具体的事案に即した適切な運用が行われるよう十分配慮し、中小企業や零細企業の特徴を踏まえた検査マニュアルを早急に制定するとともに、金融安定化特別保証の復活による十分な保証枠を確保するなど、地域に根ざした中小企業を支援する金融対策の一層の充実を要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成14年3月25日

千代田区議会議長

内閣総理大臣
経済産業大臣 宛
金融担当大臣